

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 七二三^ハ

公示

土地改良事業の工事の完了

公共測量の実施

平成二十九年における地籍調査に関する事業計画の変更

(前年度繰越分)

落札者等に関する公示

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

(農地整備課) 七二三
(用地課) 七二四

(都市政策課) 七二四
(図書館) 七二五

(交通指導課) 七二五

告示

岐阜県告示第五百五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	大嶽岐阜南線	揖斐郡大野町大字下礪字高田一五七番二地先から同郡同町大字同村中四九八番二地先まで	前 後	六 ^ナ ・ ^ナ 五 一 ^ナ ・ ^ナ 七	三 ^ナ ・ ^ナ 七 三 ^ナ ・ ^ナ 七	

公示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九

十五号) 第百十三条の三第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業	東白川地区 (ほ場川整備区)	平成二九・一二・一

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十九年九月一日から

平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

高山市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省北陸地方整備局神通川水系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十九年九月一日から

平成三十年一月三十一日まで

四 作業地域

飛騨市

平成二十九年における地籍調査に関する事業計画の変更(前年度繰越分)

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十八号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年における地籍調査に関する事業計画(前年度繰越分)の一部を次のとおり変更したので、同法第五項の規定により公示する。

平成二十九年十二月十二日

岐阜県知事 古田 肇

調査を行う者の名称	調査地域		調査期間
	変更前	変更後	
高山市	高山市丹生川町折敷地、清見町牧ヶ洞、久々野町山梨、朝日町宮之前、国府町宮地及び上宝町蔵柱の一部	高山市丹生川町折敷地、清見町牧ヶ洞、久々野町山梨、朝日町宮ヶ洞、久々野町山梨、朝	平成二九・三・三二から 平成三〇・一・三二まで
			平成二九・三・三二から

日町宮之前、国府町宮地及び 上室町蔵柱の一部	平成三〇・三・三一まで
---------------------------	-------------

落札者等に関する公示

岐阜県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年十二月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品の名称及び数量 文化財の展示公開に供する移動式展示ケース 8台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年9月1日
- 4 落札者を決定した日 平成29年10月13日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市柳津町流通センター丁目8番地4
株式会社インフォアーム
代表取締役 辻 博文
- 6 落札金額 39,744,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県図書館総務課管理調整係
(2) 所在地 岐阜市宇佐四丁目2番1号

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロの規定による認定に係る審査（以下「駐車監視員資格同等認定審査」という。）を次のとおり実施します。

平成二十九年十二月十一日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善伯

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成三十年二月十日（土）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成三十年二月十一日（日）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成三十年二月二十一日（水）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

3 受講定員

二〇人

4 受講申込受付期間

平成三十年一月九日（火）から一月十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）

の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

二〇、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、受講申込書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 受講申込書に写真を貼付してください。
 - (三) 収入証紙納付書に二〇、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと。）。
 - (四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、5の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。
 - (五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。
- 9 その他
- (一) 8(四)以外の方法による申込みは、受け付けません。
 - (二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。
 - (三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。
 - (四) 講習及び修了考査ともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また、修了考査日には、認印を持参してください。
 - (五) 二日間（十四時間）の講習を受講後、修了考査（一時間）に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1のいずれかに該当する者で法第五十一条の十三第一項第一号口の規定による認定を希望するものは、3から6までにより申請してください。

1 認定の対象者

- (一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者
- (二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者
- (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

2 認定手数料

四、五〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

3 申請受付期間

平成三十年一月九日（火）から一月十九日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く）の午前九時から午後五時まで

4 申請先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

5 提出書類等

- (一) 認定申請書
- (二) 認定申請書に貼付する写真一枚（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）
- (三) 1のいずれかに該当することを証する書面

6 申請方法

- (一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。また、認定申請書等は、岐阜県警察ホームページからも入手することができます。

岐阜県警察ホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/police/>

- (二) 認定申請書に写真を貼付してください。
- (三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください（消印しないこと。）。
- (四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、4の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。
- (五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書）を提示してください。

7 認定考査

申請者のうち駐車監視員資格者認定考査受験票を交付したものに対し、考査を実施します。

(一) 期日及び時間

平成三十年二月二十一日（水）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
 考查時間 午前九時から午前十時まで

(二) 場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階二A会議室

8 その他

- (一) 5(四)以外の方法による申請は、受け付けません。
- (二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。
- (三) 認定審査には、駐車監視員資格者認定審査受検票、筆記用具及び認印を持参してください。
- (四) 認定審査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとするものは、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定するイからハまでのいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問合せ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課
電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二四

平成二十九年十二月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社